

つがる市企業紹介動画作成費用支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内企業等が若手人材確保のために企業紹介動画を作成し、発信することにより、人材不足の解消による商工業の発展と、若者の地元定着の推進を目的に、市内企業等が紹介動画を作成する費用に対し、予算の範囲内において企業紹介動画作成費用支援補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業等 市内に店舗又は事業所を有し、事業を営んでいる者（青森県外に本店等を有する事業者を除く。）又は市若しくは県の誘致企業をいう。
- (2) 企業紹介動画 市内企業等が人材確保のために、営む事業の概要、就職・求人情報その他の当該企業等をアピールすることを目的として作成する動画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) つがる市に納付すべき市税（納期限が未到来のものを除く。以下「市税」という。）に滞納がない者
 - (2) 作成した企業紹介動画を市ホームページ等に1年以上公開すること及び市の事業において必要な範囲で活用することに同意する者
 - (3) 過去にこの告示による補助を受けていない者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者又はその他暴力団員と関係を有しない者
- 2 前項第2号に定める企業紹介動画の公開期間は、同動画を編集し、差し替える場合においては、差替えの準備に要する期間（公開の一時中止期間、動画の編集作業期間等）を通算するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、市内企業等が他事業者へ企業紹介動画の作成を依頼する委託料、手数料等とし、市内企業等の人件費は含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に定める交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに、市長に提出するものとする。

- （1） 納税状況確認同意書（様式第1号）
- （2） 企業紹介動画の作成依頼先業者の見積書の写し
- （3） 本店等の所在地を確認できる書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、補助金を交付することが適当と認めたときは、規則第6条の規定により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、事業内容を変更又は中止若しくは廃止する場合は、規則第8条の2第1項に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、規則第8条の2第2項の規定により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、事業の完了後30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条に定める事業実績報告書に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 企業紹介動画の作成経費の支払を証する書類の写し（領収書等）
- （2） 完成した企業紹介動画の電子データ
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を精査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、規則第12条の2の規定により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する通知を受けた者は、規則第6条第3項に定める補助金等交付請求書により請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第12条 市長は、交付の決定に係る事業の内容が適切に実施されているかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、第8条の規定による事業変更（中止、廃止）を承認したとき又は申請者が偽りその他不当な手段により補助金の交付の決定を受けたとき若しくはこの告示その他関係法令等に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、第9条の規定により提出された企業紹介動画の電子データに、公序良俗に反する内容、社会通念上好ましくない内容その他この告示の趣旨に鑑み、不適切な内容が含まれていると認められる場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当する場合は、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(1) 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合

(2) 企業紹介動画について、公開日から1年未満で公開を中止する場合

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者が、前項各号に定める補助金の返還要件に該当するに至った原因が、以下に掲げる場合に該当すると認められる場合は、補助金の返還を請求しないものとする。

(1) 補助金の申請者が、経営不振等により廃業している場合

(2) 災害、病気等のやむを得ない事情があると認められる場合

(3) その他故意又は過失がないと認められる場合

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

納税状況確認同意書

つがる市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者

私は、つがる市企業紹介動画作成費用支援補助金の交付申請にあたり、私の市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納付状況を市担当職員が確認することに同意します。